

# 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、当連盟において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、当連盟に係る財務処理すべてに対して適用する。

### (管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、理事長とする。

## 第2章 電子取引データの取扱い

### (電子取引の範囲)

第4条 当連盟における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 電子メールを利用した請求書等の授受
- 二 EDI取引を行った請求書や領収書等の授受

### (取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に7年間保存する。

### (対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報

五 納品情報

六 支払情報

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 理事長
- 二 処理責任者 会計担当理事

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は下記内容を事前に管理責任者へ説明のうえ、事前承認を得たうえで訂正処理を行うこと。

- 一 申請日
  - 二 取引伝票番号
  - 三 取引件名
  - 四 取引先名
  - 五 訂正・削除日付
  - 六 訂正・削除内容
  - 七 訂正・削除理由
  - 八 処理担当者名
- 2 管理責任者は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
  - 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
  - 4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに管理責任者へ訂正処理完了を報告する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、令和6年1月1日に遡及し施行する。